

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(抜粋)

(使用又は利用の制限等)

第 8 条 市長は、社会福祉施設の利用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用又は利用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により使用し、又は利用したとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) その他施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(昭 49 条例 33・平 10 条例 50・一部改正、平 12 条例 14・旧第 6 条繰下・一部改正)

(指定管理者)

第 9 条 市長は、社会福祉施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該社会福祉施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(昭 49 条例 33・平 3 条例 23・一部改正、平 12 条例 14・旧第 7 条繰下、平 15 条例 65・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第 9 条の 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該社会福祉施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者地域活動センター(入所の機能を有するものに限る。)、勤労青少年ホーム及び働く婦人の家の指定管理者の指定に係る前項に規定する申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第 1 項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い当該社会福祉施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平 15 条例 65・追加、平 20 条例 35・平 22 条例 21・平 24 条例 14・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第 9 条の 3 指定管理者が行う社会福祉施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設の維持管理に関すること。

(2) 社会福祉施設の使用又は利用の許可に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平 15 条例 65・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 9 条の 4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、社会福祉施設の管理を行わなければならない。

(平 15 条例 65・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第 9 条の 5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、社会福祉施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平 15 条例 65・追加)